

スポーツ健康医療専門学校学則施行細則

2026 年 4 月版

(趣旨)

第1条 この細則は、スポーツ健康医療専門学校学則第12条の規定に基づき、履修方法・単位の認定及び進級、卒業、実習に関する試験及び評価について必要な事項を定めるものとする。

(授業の出欠席等)

第2条 単位認定は授業時間数が基礎になっている。やむを得ない場合を除き、毎時間の授業への参加を重視する。

- 2 授業への遅刻は厳に慎むこと。遅刻者の入室を拒否する場合もある。
- 3 授業開始時刻から 15 分を超えて入室した場合は欠席とみなす。ただし、交通機関の遅延による証明書(各交通機関が発行し、日時及び遅延時間が確認できるもの)がある場合は、事情を確認のうえ、遅刻又は欠席の取扱いを調整することがある。遅刻の取扱いの有無にかかわらず、時間に余裕を持って登校すること。
- 4 単位修得の場合には、各授業科目とも授業時間数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。3 分の 2 以上の出席とは、不可抗力による欠席の可能性を考慮してのことであり、3 分の 1 まで欠席してよいということではない。
- 5 欠席時間数が 3 分の 1 を超える者は、原則各試験の受験資格を失う。ただし授業方針によっては、その比率に関係なく受験資格を失うことがある。
- 6 授業を欠席し、遅刻し、又は早退する者は、学校の定める方法により、必要に応じて事前又は事後速やかにその理由を報告しなければならない。

(ア) 出席とは、所定の授業開始時刻までに入室し、当該授業に参加している状態をいう。ただし、別に定める規程に基づき承認されたオンライン又はオンデマンドによる授業参加は、出席相当として取り扱う。

(イ) 遅刻とは、授業開始時刻後から 15 分以内に入室した場合をいう。

早退とは、授業開始時刻から 1 時間 15 分以降に退室した場合をいう。

(ウ) 欠席とは、授業に出席しなかった場合、授業開始時刻から 15 分を超えて入室した場合又は授業開始時刻から 1 時間 15 分より前に退室した場合をいう。

(エ) 公欠とは、次の各号のいずれかに該当し、事実を証明できる文書を添付のうえ Web 申請を行い、学校が教育上相当と認めた場合をいう。公欠は欠席として取り扱わない。なお、公欠の場合であっても、必要に応じて授業内容の補完、課題提出その他学校が必要と認める対応を求めることがある。

(1) 忌引きの場合

- ① 父母、配偶者、子:引き続き 7 日以内
- ② 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母:引き続き 3 日以内
- ③ おじ、おば、おい、めい、配偶者の祖父母:1 日以内

(2) 就職試験を受験するとき、又は就職希望先が指定する見学会等に参加するとき。

(3) 学校保健安全法に基づき出席停止となる感染症に罹患したとき。

(4) 裁判員制度その他これに準ずる公的義務により、官公署等から出頭を求められたとき。

(5) 災害、被災その他やむを得ない事情により登校が困難なとき。

(6) 前各号のほか、特に校長が認めたとき。

(試験の種類)

第3条 授業科目の単位取得のための試験は、単位試験及び特別試験により行う。

- 2 特別試験は、試験実施の対象科目及び実施時期に応じ、実技試験、実力判定試験(以下、進級試験)、国試受験認定(最終)試験、卒業認定試験として行う。

(試験の実施)

第4条 各試験の対象科目及び試験時期は、種類ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 単位試験、実技試験は、履修科目について、各学年の授業時間内に行う。
 - (2) 進級試験は、その時点までの全科目について行う。
 - (3) 国試受験認定試験は、その時点までに履修した授業科目について、校長の定める日に行う。
 - (4) 卒業認定試験は、履修した授業科目について、校長の定める日に行う。
- 2 前項の試験は、原則として、試験の種類ごとに定める試験期間に実施するものとする。
ただし、前期、後期に最終授業日に実施することがある。

(受験資格)

第5条 単位試験及び特別試験は、当該年度に修得しなければならない科目に限り、受験を許可するものとする。ただし、次の各号に該当する場合には受験を許可しない。

- (1) 所定の期日までに学費等納入金が未納である場合。ただし、延納願を提出し、その期間が満了していない場合を除く。
 - (2) 各授業科目の出席時間数が3分の2に満たない場合
- 2 受験が許可されている者であっても、次の各号の一に該当する場合は、受験することができない。
 - (1) 試験開始後、試験時間の2分の1を経過して入室した場合
 - 3 学生証は、試験を受けるときには必ず提示しなければならない。学生証を忘れた場合、1度に限り試験前に始末書を提出することで受験を認める。2回目以降は、受験を認めない。
 - 4 本試験を無断欠席した者は、不合格とし、追・再試験の受験資格を失うことがある。

(追試験の対象等)

第6条 追試験の対象となる学生は、前条各号の試験を欠席した者で、所定の期日までに教務へWeb申請を行い、校長がその欠席事由をやむを得ないものと認めた者に限る。

- 2 追試験の対象となる科目は、前条各号の試験において実施した科目とする。
- 3 追試験は、原則として、定期試験終了後の、校長の定める日に実施する。

(追試験受験手続)

第7条 追試験の受験希望者は、所定の期日までに事務部に「追試験願」を提出しなければならない。追試験の受験を許可された者は、所定の手数料(1科目につき2,000円)を納入するものとする。原則として試験前日までに納入を済ませることとし、日曜祝日は受け付けない。ただし、定期試験欠席の事由によっては手数料を徴収しないことがある。なお、免除科目に関する追試験料は徴収しない。受験の際は、領収書を提示しなければならない。

(再試験受験手続)

第8条 再試験を受験しようとする者は、所定の期日までに事務部に「再試験願」を提出しなければならない。

- 2 再試験の受験を許可された者は、所定の手数料(1科目につき2,000円)を納入するものとする。原則として試験前日までに納入を済ませることとし、日曜祝日は受け付けない。ただし、免除科目に関する再試験料は徴収しない。受験の際は、領収書を提示しなければならない。
- 3 各授業科目の出席時間数が3分の2に満たない者は、原則として再試験を受験することができない。ただし、教務から課題提出等の指示があり、これを満たした場合は受験を認めることがある。
- 4 各授業科目の出席時間数が2分の1に満たない場合は、再試験の受験を認めない。

(進級試験)

第9条 進級再試験は、進級試験に不合格となった者を対象に行う場合の試験を言う。

- 2 再試験に課す科目は、進級試験と同じ、全科目とし、受験料は5,000円とする。
- 3 再試験の実施時期は、試験終了後の、校長の定める日とする。

(国試受験認定最終再試験)

第10条 国試受験認定最終再試験は、国試受験認定最終試験に不合格となった者を対象に行う。

- 2 再試験に課す科目は、国試受験認定最終試験と同じ、全科目とし、受験料は5,000円とする。
- 3 再試験の実施時期は、試験終了後の、校長の定める日とする。

(卒業認定再試験)

第11条 卒業認定再試験は、卒業認定試験に不合格となった者を対象に行う。

- 2 再試験に課す科目は、卒業認定試験と同じ全科目とし、受験料は5,000円とする。
- 3 再試験の実施時期は、試験終了後の、校長の定める日とする。

(成績評価)

第12条 授業科目の成績は、試験、平常点、実技等を勘案して評価する。

- 2 評価は、100点を満点として60点以上を合格とする。
- 3 試験に合格した者には、教務会議の議を経て校長が履修終了を認定する。
- 4 再試験に合格した者の成績は60点とする。

(GPA制度)

第13条 GPA(Grade Point Average)は、学生の学修意欲及びその成果を総合的かつ客観的に把握し、在学中の学修意欲をより一層高めるための指標とする。

- 2 GPAは、学生一人ひとりに対し、効果的かつ適切な指導を行うための資料として利用するとともに、各種奨学金等の選考資料としても利用する。
- 3 GPAは、各履修科目の成績評価に応じたGrade Pointに当該科目の単位数を乗じた総和を、履修登録科目の総単位数で除して算出する。
- 4 各学期のGPAが連続して1.5未満の場合は、個別面談又は三者面談を通じて、成績不振に伴う警告を行う。
- 5 GPAは、進級判定及び卒業判定における指標の一つとして用いるものとし、GPAが一定の基準に満たない学生については、進級又は卒業を認めないことがある。

■ GPAの算出方法

GPA = (各履修科目のGrade Point × 単位数)の総和 ÷ 履修登録科目の総単位数

※ GPAは小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り捨てる。

■ 成績評価とグレードポイント ※単位免除科目については、GPA 制度の対象外とする。

評価点	評 価	Grade Point
90 点以上 100 点以下	優 (S)	4
80 点以上 90 点未満	優 (A)	3
70 点以上 80 点未満	良 (B)	2
60 点以上 70 点未満	可 (C)	1
60 点未満	不可 (F)	0
試験欠席	F1	0
受験停止	F2	0

(進級判定)

第 14 条 単位は、筆記試験、平常点、実技等及び出席状況を総合して評価する。また、前期末、学年末に行う単位認定試験において成績不良者は、柔整科及び鍼灸科各科教務会議の議を経て、校長が留年と決定することがある。留年が決定した場合、進退については年度を越えないうちに自身で判断し、教務に連絡ののち、その後速やかに教務の指示に従うこと。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、進級を認めず原級にとどめることがある。
- 3 進級は、各学年に配当している授業科目全ての単位を修得した者に認める。
- 4 校長が仮進級と決定した場合、誓約書を順守し、次年度の指定された期間までに、再試験 (1 科目につき 2,000 円) を受験し、合格しなければならない。また、進級の条件に、補習授業の受講や課題の提出等が附帯する場合がある。その場合再履修は必要ないものとする。
- 5 欠席超過で単位未修得となり仮進級となった場合には、次年度再履修とする。科目等履修生は 1 科目につき 100,000 円納入するものとする。
- 6 留年の場合、原級にとどまり、当該学年の授業科目全科目 (実技科目を修得した場合は実技は除く) を受講し試験を受けなければならない。ただし、単位を修得している授業科目について再履修の免除を校長に申請することができるものとする。この場合、校長がその免除の可否を決定する。

(卒業判定)

第 15 条 全科目の単位修得の認定を受けた者については、各科教務会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業を認めず原級にとどめることがある。
- 3 卒業に関する単位修得の認定を受けるためには、3 年次に実施される国試受験認定試験及び卒業認定試験において合格基準を満たし、また、単位認定試験を全科目で 60 点以上取得しなければならない。この条件を満たさない場合は、卒業を認めず原級にとどめることがある。
- 4 留年の場合、原級にとどまり、当該学年の授業科目全科目 (実技科目を修得した場合は実技は除く) を受講し試験を受けなければならない。ただし、単位を修得している授業科目について再履修の免除を校長に申請することができるものとする。この場合、校長がその免除の可否を決定する。

(臨床実習)

第 16 条 臨床実習は、定められた実習計画に従って履修する。

- 2 実習は 60 分を 1 時間とし、欠席及び遅刻の取扱いとは講義と同じとする。
- 3 学生は、実習の変更をする場合、教員に事前に申し出をし、日程を調整しなければならない。ただし、当

日の欠席や遅刻などやむを得ない場合は電話等で連絡し、後日日程を再調整する。

- 4 学生は、指導要項に従い実習指導者の指導を受ける。
- 5 学生は、最終提出記録を原則として実習終了後、指定された期日までに実習担当教員へ提出する。ただし、実習日によっては提出期限を別に定める場合がある。
- 6 実習評価は、平素の実習状況及び内容、提出された諸記録、レポートなどを総合して指導者が行う。
- 7 学生は、原則として別紙、実習ノートに記載された各科が指定した回数(時間数)出席しなければ評価を受けることができない。
- 8 実習の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 9 前年次の実習が合格していない学生は、次年度の実習を履修することはできない。
- 10 正当な理由のない遅刻・欠席、実習態度が悪い(マナーの欠落、実習に取り組む意欲の欠如、理解の不足など)について指導され、改善がみられない場合は実習中止になることがある。実習中止になった場合は面談・指導を行い、実習に向かう姿勢が改善されたと判断された場合に実習を再開することができる。

(再実習)

第 17 条 当該実習が不合格の学生は、再実習を受けることができる。

- 2 前項の再実習を受ける場合は、成績受領後 3 日以内に、所定の申請書(再実習願)を事務部に提出し、学校が定める手数料を納入のうえ、実習調整者の許可を受けなければならない。
- 3 再実習は、実習期間、内容など学校が指定した計画に沿って行わなければならない。
- 4 再実習は、不合格科目の所定の時間数の 3 分の 2 以上を臨床実習しなければならない。
- 5 再実習は、原則として1回限りとする。
- 6 再実習は、60 点以上で合格とする。ただし、60 点以上で合格した場合でも成績は 60 点とする。

(補習実習)

第 18 条 実習評価が、60 点以上であっても、当該実習の単位修得に必要な時間数に満たない場合は、学校の指定した補習計画に従って補習実習をしない限り、学校長は単位修得を認めない。

- 2 補習実習を行う学生は、指定の期日までに、所定の申請書(補習実習願)を事務部に提出し、学校が定める手数料を納入のうえ、実習調整者の許可を受けなければならない。

附 則

- (1)この細則は、平成 13 年4月1日から施行する。
- (2)この細則は、平成 13 年 5 月 27 日から施行する。
- (3)この細則は、平成 14 年4月1日から施行する。
- (4)この細則は、平成 15 年1月1日から施行する。
- (5)この細則は、平成 15 年3月10日から施行する。
- (6)この細則は、平成 15 年4月1日から施行する。
- (7)この細則は、平成 15 年8月1日から施行する。
- (8)この細則は、平成 16 年4月1日から施行する。
- (9)この細則は、平成 18 年4月1日から施行する。
- (10) この細則は、平成 19 年4月1日から施行する。
- (11) この細則は、平成 20 年4月1日から施行する。

- (12) この細則は、平成 21 年4月1日から施行する。
- (13) この細則は、平成 22 年4月1日から施行する。
- (14) この細則は、平成 23 年4月1日から施行する。
- (15) この細則は、平成 24 年4月1日から施行する。
- (16) この細則は、平成 25 年4月1日から施行する。
- (17) この細則は、平成 26 年4月1日から施行する。
- (18) この細則は、平成 28 年4月1日から施行する。
- (19) この細則は、平成 29 年4月1日から施行する。
- (20) この細則は、平成 30 年4月1日から施行する。
- (21) この細則は、2019 年4月1日から施行する。
- (22) この細則は、2020 年4月1日から施行する。
- (23) この細則は、2022 年4月1日から施行する。
- (24) この細則は、2023 年4月1日から施行する。
- (25) この細則は、2024 年4月1日から施行する。
- (26) この細則は、2025 年4月1日から施行する。
- (27) この細則は、2026 年4月1日から施行する。